

報告第5号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第5号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和7年6月17日専決

多可町長 吉 田 一 四

記

事故の区分及び 事故発生年月日	賠償事故 令和7年6月7日
事 故 発 生 場 所	兵庫県多可郡多可町加美区豊部 1874 番地付近
相 手 方 の 住 所 氏 名	
損 害 賠 償 額	金 47,520 円也
事 故 の 概 要	上記場所において、草刈り作業中に、草刈り機の回転部分から飛び石を発生させ、その飛び石が停車中の車に当たり、左後部ドアのガラスを破損させた。 (過失割合 町 100% : 相手方 0%)